

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	水戸看護専門学校
設置者名	学校法人 八文字学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科（3年制）	夜・通信	240	240	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
（備考） 看護学科（通信制） 令和6年度が募集停止だったため、7年度は学生の在籍無し					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ（<https://www.mito.ac.jp/>）で公開する。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	水戸看護専門学校
設置者名	学校法人 八文字学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページ (https://www.mito.ac.jp/) で公開する。

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	旅行会社 相談役	令和 6. 4. 1～ 令和 9. 3. 31	企画
非常勤	一般企業 課長	令 6. 11. 1～ 令和 9. 3. 31	コンプライアンス
非常勤	一般企業 取締役	令和 7. 4. 1～ 令和 10. 3. 31	労務
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	水戸看護専門学校
設置者名	学校法人 八文字学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
*シラバスの作成過程及び時期 10月 教育課程(案)の内容を検討 11月 教育課程編成会議において審議 2月 授業計画(シラバス)の決定 *シラバスの公開時期 毎年4月	
授業計画書の公表方法	ホームページ (https://www.mito.ac.jp/) で公開する。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
・成績の評価は、学科試験及び実習成績により判定する。学業成績は、各授業科目のいずれも100点満点とする。A・B・C・Dの評語をもって表し、A(80点以上)・B(70～80点未満)・C(60～70点未満)を合格とし、D(60点未満)は不合格とする。 ・看護学科の実習を含む履修認定については、授業時間数の3分の2以上の出席を必要とする。 ・授業計画に成績評価の方法・基準を示したうえで、成績評価のための試験を実施し、実習成果及び授業履修状況を勘案し、学修成果を判定している。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)	
・履修科目の成績表を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する。(100点満点で点数化) ・下位4分の1に位置する学生に対して、個別指導等により成績の改善を促す。	

客観的な指標の 算出方法の公表方法	ホームページ (https://www.mito.ac.jp/) で公開する。
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 人間尊重の理念に基づく看護師に関する教育を行い、社会に貢献し得る有能な医療・福祉に関する人材となるため養成することを目的とし、授業を進めていく。 ・修業年限以上を在学していること。 ・学則第 10 条に規定する授業科目及び授業時間数を履修していること。 ・学則第 13 条及び第 14 条に基づいて全科目の単位を取得していること。 ・出席すべき日数の 3 分の 2 以上を出席していること。 以上の要件を満たした学生について認定会議にて検討し、社会に貢献する有能な看護師となる学生を決定する。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページ (https://www.mito.ac.jp/) で公開する。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	水戸看護専門学校
設置者名	学校法人 八文字学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.mito.ac.jp/
収支計算書又は損益計算書	https://www.mito.ac.jp/
財産目録	管理部に備え付け・閲覧及び配布することが可能
事業報告書	管理部に備え付け・閲覧及び配布することが可能
監事による監査報告（書）	管理部に備え付け・閲覧及び配布することが可能

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報-①

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		医療専門課程	看護学科（3年制）	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2, 960 単位時間／単位	2, 040 単位 時間／単位	単位時間 ／単位	920 単位 時間／単位	単位時間 ／単位	単位時間 ／単位
	単位時間／単位						
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		107人	0人	13人	20人	33人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・シラバスの作成過程及び時期 10月 教育課程（案）の内容を検討 11月 教育課程編成会議において審議 2月 授業計画（シラバス）の決定 ・シラバスの公開時期 毎年4月 入学時オリエンテーションにて学生へ配布説明。
成績評価の基準・方法
（概要） ・履修科目の成績表を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する。 （100点満点で点数化） ・下位4分の1に位置する学生に対して、個別指導等により成績の改善を促す。
卒業・進級の認定基準

(概要) 人間尊重の理念に基づく看護師に関する教育を行い、社会に貢献し得る有能な医療・福祉に関する人材となるため養成することを目的とし、授業を進めていく。 ・修業年限以上を在学していること。 ・学則第 10 条に規定する授業科目及び授業時間数を履修していること。 ・学則第 13 条及び第 14 条に基づいて全科目の単位を取得していること。 ・出席すべき日数の 3 分の 2 以上を出席していること。 以上の要件を満たした学生について認定会議にて検討し、社会に貢献する有能な看護師となる学生を決定する。
学修支援等
(概要) 入学時に学業特待制度・資格特待制度があり、評定平均が 3.5 以上の者は 4 科目（国語・数学・英語・作文）の試験を受け、成績によって授業料を免除する。また、各種資格を取得している者は授業料の免除がある。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
35 人 (100%)	人 (%)	33 人 (94.3%)	2 人 (6.1%)
(主な就職、業界等)			
病院			
(就職指導内容)			
求人紹介・病院見学・病院説明会			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
看護師国家試験の受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
105 人	6 人	5.7 %
(中途退学の主な理由)		
体調不良・進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
学生個人や保護者との面談、スクールカウンセラー設置		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科 (3 年制)	150, 000 円	630, 000 円	707, 000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ (https://www.mito.ac.jp/) で公開する。		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
学校自ら自己評価を行うとともに、病院・福祉施設他業界団体が委員として参画する学校関係者評価を実施・公表し、評価結果に基づき学校運営体制の改善を図る。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
医療法人葛会アイビークリニック	2022 年 2 月 1 日～2027 年 3 月 31 日	企業等
独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	2022 年 2 月 1 日～2027 年 3 月 31 日	卒業生
特定非営利活動法人だいち	2022 年 2 月 1 日～2027 年 3 月 31 日	地域住民
茨城大学大学院教授	2022 年 2 月 1 日～2027 年 3 月 31 日	学識経験者
常磐大学准教授	2022 年 2 月 1 日～2027 年 3 月 31 日	学識経験者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ (https://www.mito.ac.jp/) で公開する。		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ (https://www.mito.ac.jp/) で公開する。
--

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H108320100158
学校名 (〇〇大学 等)	水戸看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人八文字学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		18人（－）人	17人（0）人	18人（－）人
内 訳	第Ⅰ区分	10人	－	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				18人（－）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	0人	前半期	後半期
		人	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	—	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。